

# 英語指導助手派遣業務 特記仕様書

## 1 目的

本仕様書は、東松山市（以下「発注者」という。）が標記業務を発注するにあたり、業務を受注した事業者（以下「受注者」という。）が遵守すべき業務の内容及び履行方法等について定めることを目的とする。

## 2 派遣業務

受注者は、業務の遂行に必要とされる技術、能力、経験等を有する英語指導助手（英語を母国語とする外国人。以下「ALT」という。）を選定し、発注者に派遣するものとする。ただし、派遣されたALTが遵守すべき発注者の業務処理方法、就業規律等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣の目的を達しない場合には、発注者は受注者にその理由を示し、ALTへの指導、改善、ALTの交替等の適切な措置を要請することができる。

## 3 業務履行場所

業務履行場所は、別表第一のとおりとする。

## 4 派遣するALTの人数・条件

- (1) 派遣するALTの人数は11名とし、桜山小学校及び中学校5校は各校1名、その他の学校は10校に対し5名を派遣するものとする。
- (2) 受注者は、犯罪歴がなく、明朗快活であり、児童生徒及び教職員と積極的にコミュニケーションを図ることのできるALTを派遣すること。
- (3) 受注者は、中級程度以上(英語担当教員との日本語での打合せが可能な程度)の日本語能力を有するALTを派遣すること。
- (4) 受注者は、日本国内の小学校又は中学校におけるALTとしての経験を有する者を6名以上派遣すること。
- (5) 受注者は、日本国内の小学校又は中学校におけるALTとしての経験を有しない者を派遣する場合は、日本の学校教育の仕組みや内容、日本の文化や生活習慣等について、事前に十分な研修を実施すること。
- (6) 新明小学校、新宿小学校及び東中学校に派遣するALTは、英語に加え、スペイン語又はポルトガル語も堪能な者とする。なお、当該ALTについては、英語を母国語とする国の出身でなくても可とする。

## 5 業務履行期間

- (1) 業務履行期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- (2) 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び発注者が指定する日は派遣を要しない。
- (3) 8月1日から8月31日までの期間は派遣を要しない。
- (4) 12月25日から1月4日までの期間は派遣を要しない。
- (5) 勤務する学校における行事等の都合により、派遣日の変更を要する場合は、発注者と受注者が協議し、派遣日を振り替えることができるものとする。

## 6 業務履行時間

A L Tの勤務時間は、休憩時間を除き、1週間あたり35時間とし、各曜日の勤務時間の割り振りは、発注者と受注者が協議して定めることとする。

## 7 学校における業務内容

各学校においてA L Tが行う具体的な業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 小学校の外国語活動及び英語の授業における教員とのチームティーチングの実施及び事前打合せ
- (2) 中学校の英語の授業における教員とのチームティーチングの実施及び事前打合せ
- (3) 総合的な学習の時間、特別活動及び課外活動において国際理解教育等を行う場合の補助
- (4) 外国語活動及び英語の教材作成への協力
- (5) 児童・生徒の評価及び英語弁論大会の参加生徒に対する指導の補助
- (6) 発注者の主催する研修会への協力
- (7) 前各号のほか、発注者と受注者との協議により決定した業務

## 8 研修

- (1) 受注者は、派遣するA L Tに対して、4月7日までに十分な配置前研修を行うこと。
- (2) 受注者は、A L Tの配置期間中、継続的な研修を実施し、指導力の向上に努めること。

## 9 請求及び支払い

発注者は、毎月（8月を除く）の業務完了後、受注者からの請求に基づき、当該月に係る料金を支払うものとする。

## 10 遵守事項

受注者は、業務の履行にあたって、次の事項を守らなければならない。

- (1) 業務を行うA L Tを定め、そのA L Tが派遣の趣旨に従い、受注者の責任において業務を履行すること。
- (2) 感染症や社会情勢等、受注者の責に帰さない事由により、A L Tの派遣が困難となる事情が発生した場合は、発注者と協議のうえ、WEB会議ツール等を活用した代替活動を行うこと。
- (3) A L Tの業務への遅刻、欠勤等による不就労については、原則として、事前に発注者の承認を受けること。この場合、受注者は、その時間分の料金を発注者に請求できないものとする。
- (4) 受注者及びA L Tは、業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

## 11 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈につき疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

(別表第一) 業務履行場所

(名 称)	(住 所)	(電話番号)
松山第一小学校	東松山市松葉町1-1-16	0493-22-0050
松山第二小学校	東松山市東平519-1	0493-22-0247
新明小学校	東松山市御茶山町7-1	0493-22-0394
大岡小学校	東松山市大谷3699	0493-39-0317
唐子小学校	東松山市新郷642	0493-22-0675
高坂小学校	東松山市高坂4-12-18	0493-34-3127
野本小学校	東松山市下野本650-2	0493-22-0517
市の川小学校	東松山市市ノ川30	0493-24-1025
青鳥小学校	東松山市石橋1150-1	0493-22-2120
新宿小学校	東松山市新宿町14	0493-23-1225
桜山小学校	東松山市桜山台5	0493-35-0160
松山中学校	東松山市松葉町2-6-11	0493-22-0248
南中学校	東松山市大字石橋330	0493-22-0676
東中学校	東松山市六反町4	0493-24-1235
北中学校	東松山市松山1895-2	0493-23-1223
白山中学校	東松山市白山台17	0493-35-2881